

近組 2023-024 号

2023 年 10 月 17 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、以下に示す各主任の手当（管理職手当＋職務手当）を、各学部学科長および文芸学部の学科（専攻）主任、総合社会学部の専攻主任と同額の 75,000 円に引き上げるよう求める。

教養・基礎教育部門主任（管理職手当＋職務手当＝30,000 円）

経済学部特修課程主任、経済心理学コース主任（管理職手当＋職務手当＝25,000 円）

経営学部コース主任、MIPS 演習科目主任（管理職手当＋職務手当＝40,000 円）

理工学部コース主任（管理職手当＋職務手当＝40,000 円）

薬学部薬用植物園主任（管理職手当＋職務手当＝40,000 円）

上記役職は、いずれも「主任」という名であるが、手当額は区々である。もっとも、役職名が同じであっても、職務内容が相違すれば手当額に差が付くこともあり得るだろう。しかし貴法人は、2020 年 3 月 31 日付第 1 次包括協定にて、かつて 40,000 円であった文芸学部学科（専攻）主任の手当を、各学部学科長および総合社会学部専攻主任と同額の 75,000 円に増額している。これは、文芸学部の学科（専攻）主任を、各学部学科長および総合社会学部専攻主任と同等の業務であると位置づけているからにほかならない。ということであれば、上記の各主任も、業務内容を精査した上で、増額を検討すべきである。特に、かつての文芸学部学科（専攻）主任と同額である経営学部・理工学部・薬学部の主任は、業務内容も同等である可能性が高い。また、本組合の複数の組合員が、教養・基礎教育部門主任とともに文芸学部主任会議の構成員であったことがあるが、部門主任も学科（専攻）主任と同等の業務であると証言している。その他、貴法人が上記主任を含め、各役職の業務内容を十分に把握していない可能性が高いので、精査の上、必要に応じて役職手当を増額せよ。

なお、本組合の組合員で、文芸学部の学科（専攻）主任手当増額以前に主任を務めたことのある者については、差額分を支払うよう、第 1 次包括協定で継続協議事項としている。それに対し貴法人は、「第 1 次包括協定第 7 条にも記載のとおり、専攻主任に対する

手当額の引き上げについては、以後は学科長と同一の業務上の責任を負うことに合意することを踏まえて実施したものであり、過去の担当期間分について遡及して差額を支払うべき理由はないものとする」と回答している。しかし、この回答は極めて不誠実である。というのも、この回答通りであれば、そもそも第1次包括協定において、将来的な解決を目指す継続協議事項に含めることはなかったはずである。しかし、継続協議事項としたからには、たとえ満額回答に至らぬまでも、ゼロ回答ということもあり得ず、解決に向けて何らかの対応をするべきである。また、「以後は学科長と同一の業務上の責任を負うことに合意することを踏まえて」という文言は、「それ以前は学科長と同一の責任を負っていなかったために40,000円であった」と読めるが、そうであれば、学科長を置かない文芸学部が何の支障もなく学部運営できていることが説明できなくなるし、また、同じく学科長を置かない総合社会学部が、2020年3月31日以前から主任に75,000円の手当を支給していたこととも矛盾が生じる。よって、貴法人の回答のロジックは成り立たないため、「過去の担当期間分について遡及して差額を支払うべき理由はないものとする」という回答を撤回し、誠実な交渉をするべきである。

10月26日の団交の際に回答せよ。

以上